

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正について

<国の動き>

◆ 国はH25～29年度までの5年間における保育サービス整備目標量を拡大

当初目標：40万人分 → 拡大目標：50万人分

◆ 保育士確保が大きな課題

- 国は、当初の整備目標数40万人確保のために必要な保育士数を6.9万人を確保するため、保育士試験の年2回化を始めとする様々な保育士確保策を展開するとともに、更なる取組も検討。
- 整備目標積み増し10万人分に対応するためには保育士2万人が更に必要となり、合わせて約9万人の確保が必要。
- しかし、H27.10月時点の保育士の有効求人倍率は全国1.93倍、都内5.39倍と、需給は厳しい状況。※H27.12.1時点では全国2.34倍、都内で6.00倍

◆ 保育士以外の活用を検討

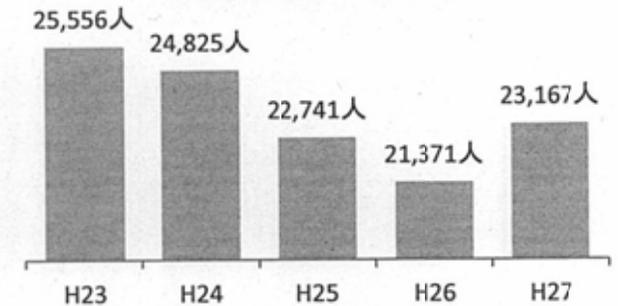
- 国は、昨年11月に保育士等確保対策検討会を設置。

開催状況

日程	議題
第1回 2015/11/9	(1) 保育士等における現状について (2) 検討の方向性について (3) その他
第2回 2015/11/16	(1) 当検討会で先行して検討すべき事項(案)について (2) 関係団体からのヒアリング
第3回 2015/12/4	(1) 保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ(案)について (2) その他

- 全三回の議論及び関係団体からのヒアリングを経て、待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的対応として、次の①から③までの特例の実施に関するとりまとめを行った。
 - ① 児童が少なく、年齢別基準で算定した職員数が1名となる時間帯の保育士配置要件
 - ② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用
 - ③ 保育士資格を有しない一定の者(十分な業務経験を有する者や子育て支援員等)の活用

待機児童数の推移(全国)



保育士等確保対策検討会委員名簿

(五十音順、敬称略)

秋田喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
資井内努	富山県厚生部長
池田心豪	独立行政法人労働政策研究・研修機構 企業と雇用部門副主任研究員
伊原浩樹	千葉県松戸市子ども部幼児保育課長
駒村康平	慶應義塾大学経済学部教授
佐藤博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
清水益治	帝塚山大学現代生活学部教授
寺田清美	東京成徳短期大学幼児教育科教授
西村重稀	仁愛大学名誉教授
宮崎望	東京都三鷹市子ども政策部調整担当部長
宮本正彦	横浜市こども青少年局子育て支援部長
吉田正幸	株式会社保育システム研究所代表

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正について

<改正省令の概要>

◆ 本年2月18日、保育士配置基準に係る改正省令を公布

① 児童が少ない時間帯の複数配置規定の緩和

登園児童に対して必要な保育士数が1名の場合、現在は、保育士2名以上が必置。改正後は、保育士1名、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域保育コースを修了した者等）1名の配置可。

② 児童の年齢に応じた必要保育士のうち、幼稚園教諭等を保育士みなし職員として活用可

③ 一定の要件を満たした場合に、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士みなし職員として活用可

④ 従来からあるみなし規定（乳児4人以上を保育する場合の保健師等1名を保育士とみなすことができる規定）と、②及び③を合計して基準職員の1/3の範囲内で配置が可能

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和三十二年厚生省令第六十三号）（抄）

附則

（保育所の職員配置に係る特例）

第九十四条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第三十三条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和三十二年法律第四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第九十六条 第九十四条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九十七条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第三十三条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正について

＜改正概要＞

		現行規定	＜国＞改正省令による特例の内容	＜都＞改正による特例内容案
児童年齢に係る基準上必要な職員数が1人である時間帯の職員配置基準	員数	＜都＞＜国＞ 常時2名以上配置	1名。ただしこの場合、他に知事が認める者を1名以上置かなければならない。	1名。ただしこの場合、他に、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（以下「知事が適当と認める者」という。）1名以上置かなければならない。
	資格	＜都＞＜国＞ 保育士。乳児4人以上を入所させる保育所にあつては保健師又は看護師1人（以下「保健師等1人」という。）を保育士とみなすことができる。 ※国は准看護師も可	保育士	保育士
雇用すべき児童年齢別基準職員の資格	＜都＞ 保育士。ただし「保健師等1人」を保育士とみなすことができる。 ＜国＞ 雇用に関する規定なし。 ※ただし配置について保育士を求めていることから、雇用も当然保育士であると言える。	—	保育士。ただし幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）、及び「保健師等1人」を、定員見合いで認可基準上必要となる職員数の3分の1を超えない範囲で保育士とみなすことができる。 ※ → 都は現在も、職員配置基準の本則について雇用に係る規定を行っており、今般の特例についても規定する必要がある。 → 認証保育所事業の実績を踏まえ、みなし保育士以外の保育士については常勤を求めているかどうか。	
開所時間中に配置すべき児童年齢別基準職員の資格	＜都＞＜国＞ 保育士。ただし「保健師等1人」を保育士とみなすことができる。 ※国は准看護師も可	「幼稚園教諭等」、「知事が適当と認める者」、「保健師等1人」を、現に登園している児童に対する基準職員数の3分の1を超えない範囲で保育士とみなすことができる。ただし、「知事が適当と認める者」は、8時間を超えて開所する日において、当日出勤する保育従事者の総数が、定員見合いで認可基準上必要となる保育士の総数を超える場合に適用することができる。	「幼稚園教諭等」、「知事が適当と認める者」、「保健師等1人」を、現に登園している児童に対する基準職員数の3分の1を超えない範囲で保育士とみなすことができる。ただし、「知事が適当と認める者」については、8時間を超えて開所する日において、当日出勤する保育従事者の総数が、定員見合いで認可基準上必要となる職員数を超える場合に適用することができる。 ※ → 「知事が適当と認める者」の雇用について規定すべきではないか。この場合、基準職員数を超えて雇用する者のうち、「知事が適当と認める者」としてはどうか。 → 「知事が適当と認める者」の定義を明確にすべきではないか。 〔国の例示：保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域保育コースを修了した者〕 → 国の特例に加えて、東京都認証保育所事業の実績を踏まえ、みなし保育士以外の保育士については常勤を求めているかどうか。	
実施期間	—	保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間	同左	

※ 定員を超えて受け入れている場合は、定員見合いで認可基準上必要となる職員数と在籍児童見合いで必要となる職員数のいずれが多い方となる。ただし定員を超えて受け入れる場合は定員変更を行うことが原則である。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正について

<職員配置の具体例>

(例) 児童数及び基準職員数が以下の施設の場合 ※ある日の登園児童数及び出勤職員の数シフトは別紙

	計	0歳児	1、2歳児	3歳児	4歳以上児
児童定員数	75人	10人	20人	15人	30人

	合計	算定内訳			
		0歳児	1、2歳児	3歳児	4歳以上児
基準職員数 (定員数見合い)	8人以上	3.3人	3.3人	0.7人	1人

ある日の登園児童数	75人	10人	20人	15人	30人
-----------	-----	-----	-----	-----	-----

出勤職員数	14人
知事が認める者の上限 附則第96条関係	6人(出勤数-定員見合いで必要な保育士数)
みなし保育士の上限 附則第97条関係	時間ごとに最大で2名 ※登園児童見合いで必要となる最大保育士数 8人の1/3

<基準職員数の算出方法>

年齢別配置基準を、0歳児3人につき一人以上、1歳児及び2歳児6人につき一人以上、3歳児20人につき一人以上、4歳以上児30人につき一人以上とし、児童の年齢区分ごとに基準保育従事者数で除し、小数点1位(小数点2位以下切り捨て)まで求め、これらを合計して小数点以下を四捨五入して得た数。

$$(0歳児数 \times 1/3) ※ + \{ (1歳児数 + 2歳児数) \times 1/6 \} ※ + (3歳児数 \times 1/20) ※ + (4歳以上児数 \times 1/30) ※ \quad ※ 小数点2位以下切り捨て$$

現在の基準による職員配置			改正案による職員配置特例		
	員数	資格内訳等		員数	資格内訳等 (本欄における「保育士」は保育士登録を行った者をいう。)
雇用に必要な年齢別基準職員数	8人以上		雇用に必要な年齢別基準職員数		○保育士 必要数の2/3以上=6人 ○みなし保育士(「保健師等1名」「幼稚園教諭等」) 必要数の1/3以内=2人 計8人
開所時間中、登園児童に対して配置すべき年齢別基準職員数	(登園している児童数に対して年齢別配置基準を充足する人数を常時配置)	保育士：全員 ただし、「保健師等」1名を含む。	開所時間中、登園児童に対して配置すべき年齢別基準職員数	変更なし	○保育士 必要数の2/3以上 ○みなし保育士 (「保健師等1名」「幼稚園教諭等」「知事が適当と認める者」) 必要数の1/3以内 ※「知事が適当と認める者」は、8時間を超えて開所している日に限り、当日の出勤者数から、児童定員見合いで必要な職員数を減じて得た数の範囲内で保育士とみなすことができる。
登園児童に対して最低限必要な年齢別基準職員数が1人の場合に求められるその他の職員	1人以上		登園児童に対して最低限必要な年齢別基準職員数が1人の場合に求められるその他の職員		「知事が適当と認める者」

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正について

<職員配置の具体例（別紙）>

● ある日の登園状況

		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00										
時間ごとの登園 児童数	0歳児数	0	0	2	6	8	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9	5	3	2	2	0	
	1歳児数	0	0	2	6	7	8	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	8	4	2	2	2
	2歳児数	0	0	3	6	6	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	8	5	3	3	1
	3歳児数	0	0	3	8	11	12	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	13	7	3	3	0
	4歳児数	0	0	3	3	8	11	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	7	4	1
	5歳児数	0	0	4	9	9	10	13	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	11	7	4	4	3
職員総数	必要数	0	0	2	5	6	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	6	3	2	2	1	
	出勤数	0	0	2	5	6	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	9	8	8	8	6	3	2	2	2
	過不足	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
みなし以外の 保育士総数	必要数	0	0	2	4	4	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	2	2	2	1	
	出勤数	0	0	2	4	5	5	6	6	6	6	7	7	6	6	6	7	6	7	7	6	4	2	2	2
	過不足	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1
シフト表	保育士①			○	○	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○								
	保育士②			○	○	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	○							
	保育士③			■	■	■	■	■	■	■	■	■													
	保育士④			○	○	○	○	○	○	○	■	■	○	○											
	保育士⑤			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○					
	保育士⑥				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	保育士⑦				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
	保育士⑧										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	保育士⑨										■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
	保育士⑩						○	○	○	○	○	○													
	保育士⑪						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	保育士⑫														○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	○
	保育士⑬																			○	○	○	○	○	○
	保育士⑭														○	○	○	○	○	○	○				

凡例



休憩時間

みなし保育士

東京都の現行規定

<東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例>

(職員)

第四十三条 保育所は、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

<東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則>

(保育所の職員)

第十六条 条例第四十三条第二項に規定する規則で定める基準は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上を保育士の員数とすることとする。ただし、保育所一につき二人を下回らないものとする。

附則

(経過措置)

5 乳児四人以上を入所させる保育所に係る第十六条に規定する基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。